

第49期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年11月27日 (水曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 じゅうろくプラザ 2階 ホール
岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、呈茶につきましても中止とさせていただきます。

また、当日、会場や開始時刻、運営方法など変更となります場合には速やかに当社ウェブサイトにてご案内いたしますのでご確認をお願いします。

当社ウェブサイト <https://www.hmry.jp/>



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7514/>



株式会社 **ヒマラヤ**
(証券コード 7514)



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第49期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株式会社ヒマラヤ
代表取締役社長兼CEO 小田 学

第49期（2024年8月期）は、私の当社代表取締役就任一年目であり、中期経営計画の目標達成に向けた重点戦略の施策に取り組んでまいりましたが、記録的な暖冬による季節商品の需要抑制に起因するスキー・スノーボード用品の値下げや、冬物衣料の在庫処分に努めたことなどにより、大変厳しい結果となりました。

一方で、第48期（2023年8月期）のコロナ禍からの回復局面でのキャンプ用品の在庫調整に続き、第49期は、衣料品等の季節商材の処分と仕入抑制に尽力したことにより、全てのカテゴリーでの在庫調整が完了し、第50期（2025年8月期）に向けて、ようやくスタート台に立つことが出来たと考えております。

新事業年度の第50期は、当社グループの従来からの強みである競技系スポーツの市況が好調であることから、そこでの更なる収益向上を図るとともに、衣料品を始めとするライフスタイルの分野においては、新コンセプトでの新規出店「イトーヨーカドー四街道店」や「イトーヨーカドー久喜店」の増床、新たな機能性アパレルの自社ブランド商品「SPGY」の発売、その他、既存店のリニューアルや商品展開の大幅な見直しに取り組んでまいります。

当社グループのビジョン『スポーツと健康を通じて、世界中の人々の豊かなライフスタイルに貢献』の実現に向けて、ステークホルダー皆様のために、経営陣一同、品位と情熱をもって経営戦略を推進してまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード 7514

2024年11月5日

岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号

株式会社 **ヒマラヤ**

代表取締役社長兼CEO 小田 学

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて「第49期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7514/teiji/>



株主総会資料掲載ウェブサイト（当社ウェブサイト）

<https://www.hmry.jp/ir/library/related/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「ヒマラヤ」またはコードに(7514)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

日 時	2024年11月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
場 所	岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11 じゅうろくプラザ 2階 ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
目的事項	報告事項 1. 第49期（2023年9月1日から2024年8月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第49期（2023年9月1日から2024年8月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日の出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年11月26日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年11月27日(水曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年11月26日(火曜日) 午後6時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年11月26日(火曜日) 午後6時30分入力完了分まで

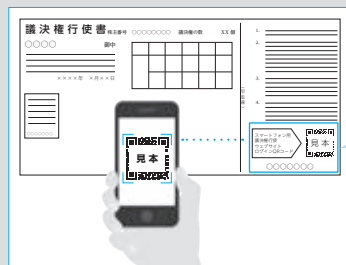
- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

- ※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

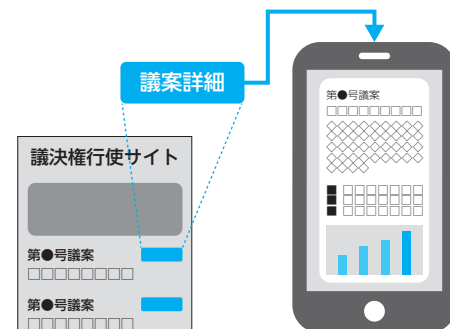
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

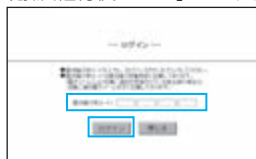
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、社外取締役候補者1名につきましては、当社が定める「独立性判断基準」を充足しております。また、候補者については指名・報酬諮問委員会での審議を経て決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当		
1	おだ 小田	まなぶ 学	代表取締役	社長兼CEO 兼マーケティング本部長	再任
2	みつ 三井	のぶあき 宣明	取締役	管理本部長兼CFO 兼経営企画室室長	再任
3	こもり 小森	かずき 一輝	取締役		再任
4	いまい 今井	みか 美香	社外取締役		再任 社外 独立 女性

<ご参考> 取締役候補者の指名方針および手続き

当社は、以下の要件に該当する人物を取締役候補者として指名する方針であります。

1. 人望・品格に優れ高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいる
2. 経営参画の資質・経験・実務実績を有す
3. 幅広い知識と広い視野および高い見識を有す
4. 当社の経営理念を実践し企業価値向上に資する能力を有す
5. 中長期的な展望を有し、前例や慣例にとらわれずに組織を改革できること

候補者については、代表取締役が候補者を推薦し、2名の独立社外取締役を構成員に含む、4名の指名・報酬諮問委員会が候補者の妥当性を審議し取締役会に答申いたします。取締役会は、その答申内容を尊重し候補者の決定をいたしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
1 再任	おだ まなぶ 小田 学 (1970年11月15日生) 所有する当社の株式数 8,660株	<p>1993年 4月 三菱商事株式会社入社 2007年 4月 Princes Limited (英国) 出向 Chief Executive Corporate 2018年 4月 Princes Limited (英国) 出向 会長 2022年 4月 三菱商事株式会社 食品産業グループCEOオフィス 事業構想・デジタル戦略担当</p> <p>2023年 4月 当社入社 社長室長兼販売本部長 2023年 5月 コアブレイン株式会社 取締役 (現任) 2023年 9月 当社 社長室室長兼営業統括本部長兼オリジナル商品部長 2023年11月 当社 代表取締役社長兼CEO兼営業統括本部長 兼オリジナル商品部長</p> <p>2024年 7月 当社 代表取締役社長兼CEO兼マーケティング本部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 国際性豊かな経営経験を持ちグローバルな視点で事業戦略を展開し、実績を残してきました。当社の今後の将来における事業基盤を確立し、企業価値向上および次世代経営者層の育成において、その知識と経験による牽引が必要と考え、取締役候補者としていたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
2 再任	みつ い のぶあき 三井 宣明 (1970年 4月25日生) 所有する当社の株式数 25,590株	<p>1999年10月 太田昭和監査法人 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) 入所 2003年 6月 公認会計士登録 2014年 8月 株式会社エー・ディー・ワークス入社 2014年10月 税理士登録 2016年 4月 同社ファイナンス&アカウンティング ディレクター 2017年 4月 同社経営企画室 (兼) 2018年 3月 株式会社地域経済活性化支援機構入社 2018年 4月 R E V I C パートナーズ株式会社経営管理室長 (兼) 2018年 4月 R E V I C キャピタル株式会社経営管理室長 (兼) 2018年10月 株式会社地域経済活性化支援機構会計室長 2020年11月 当社入社 管理本部副本部長 2020年11月 当社取締役管理本部長 2021年 3月 当社取締役管理本部長兼経営企画室室長 2022年12月 当社取締役管理本部長兼経営企画室室長 兼経理部長兼総務人事部長 2024年 7月 当社取締役管理本部長兼CFO兼経営企画室室長 兼経理部長兼総務人事部長 2024年 9月 当社取締役管理本部長兼CFO兼経営企画室室長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 経理部門長や経営管理室長を歴任するなど、多彩な経験と経営に対する高度な見識を有しております。また、公認会計士として監査法人での勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当社の中長期的な企業価値向上や経営基盤の強化において、その多彩な知識と経営における企画力は不可欠であると考え、取締役候補者としていたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">こもり かずき 小森 一輝 (1983年11月8日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社の株式数 179,343株</p>	<p>2008年 4月 本田技研工業株式会社入社 2011年 4月 当社入社 2014年 8月 当社商品第三部副部長 2014年10月 当社EC事業部長 2015年 9月 当社販売チャンネル統括部長 2015年11月 当社取締役販売チャンネル統括部長 2015年12月 当社取締役販売チャンネル統括本部長兼販売チャンネル統括部長 2016年 2月 当社専務取締役販売チャンネル統括本部長 2016年11月 当社専務取締役販売チャンネル統括本部長 2017年 1月 当社専務取締役販売チャンネル統括本部長兼販売チャンネル統括部長 2019年 6月 当社専務取締役販売チャンネル統括本部長兼販売チャンネル統括部長 2020年 8月 当社専務取締役 2021年 2月 当社専務取締役 S S ライフデザイン事業部長 2021年 4月 当社取締役 S S ライフデザイン事業部長 2023年 9月 当社取締役 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社の事業領域の拡大を目指して新規事業の開拓に取組むとともに、新たな可能性を探求する姿勢を社内に根付かせるなど、当社の企業価値向上に寄与して参りました。当社の中長期経営計画において、引き続きその探求心と牽引力による市場開拓や経営手腕が必要と考え、取締役候補者としていたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center; font-size: 24px; color: #0070C0;">4</p> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</p> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">女性</p>	<p style="text-align: center;">いまい みか 今井 美香 (1963年8月17日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1989年 4月 P C S I S (プライマリーケアシス) CEO/エグゼクティブコンディショニングドクター (現任)</p> <p>1989年 4月 名城大学薬学部非常勤講師</p> <p>2016年 4月 MIKA株式会社 代表取締役 (現任)</p> <p>2021年11月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>P C S I S (プライマリーケアシス) CEO MIKA株式会社 代表取締役</p> <hr/> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>アメリカスポーツ医学会 (A C S M) 認定運動生理学者等の資格を保有しており、ウエルネスコンサルタントやスポーツメディカルコンディショニングトレーナーとして会社経営を行っております。それらの知見や国際経験は、今後の当社の業容拡大に資するものであり、中長期的な企業価値の創造において不可欠なものと考え、引き続き社外取締役候補者といいたしました。専門的な知見を活かして、特に事業分野の拡大等において監督、助言をいただくことを期待しております。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2024年8月31日現在の状況を記載しております。
3. 今井美香氏は、社外取締役候補者であります。
4. 今井美香氏は、当社社外取締役に就任して本総会終結の時をもって3年になります。
5. 三井宣明氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
6. 当社は、今井美香氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員 (社外取締役) として両取引所に届けております。なお、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
7. 当社は、今井美香氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社の取締役全員 (監査等委員である取締役を含む。) であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為 (不作為を含む。) に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。各候補者の選任が承認可決された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役3名のうち鈴木友美氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
再任 社外 独立 女性	すずき ゆみ 鈴木 友美 (1981年6月10日生) 所有する当社の株式数 一株	2010年12月 弁護士登録 サン総合法律事務所入所 2012年 2月 ルーチェ法律事務所入所 2014年 4月 鈴木法律事務所開設 (現任) 2022年11月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 鈴木法律事務所 岐阜県児童虐待対応弁護士 朝日大学法学部非常勤教員 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を保有しており、東京の法律事務所を歴任した後、自身の法律事務所を開所して活躍されております。今後の当社の業容拡大や中長期的な企業価値の創造の過程において、様々な課題の克服やリスクの回避が不可欠なものであると考え、引き続き社外取締役候補者としたしました。法的な専門知識や経験を活かして、特に事業上のリスク管理やガバナンスの強化等において監督、助言をいただくことを期待いたしております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式数は、2024年8月31日現在の状況を記載しております。
3. 鈴木友美氏は、当社社外取締役に就任して本総会終結の時をもって2年になります。
4. 鈴木友美氏は、弁護士の資格を保有しております。
5. 本議案が承認された場合、鈴木友美氏の任期は2年であり、第51期定時株主総会終結の時までとなります。
6. 当社は、本議案が承認された場合、引き続き鈴木友美氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員 (社外取締役) といたします。
7. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、鈴木友美氏との間で現在締結済みであり、本議案が承認された場合には継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社の取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。候補者の再任が承認された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考> 当社独立性判断基準について

当社の独立性判断基準におきましては、以下に該当しない者としております。

1. 当社または当社の子会社(以下「当社グループ」と総称する。)の業務執行者または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者(その直近事業年度における当社の年間連結売上高の10%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者)またはその業務執行者
3. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
4. 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
5. 当社グループの主要借入先もしくはその親会社またはそれらの業務執行者(当社グループの「主要借入先」とは、当社の借入先のうち、直近の事業年度における借入額が総借入額の10%以上の会社をいう。)
6. 過去5年間に於いて上記2. から5. までのいずれかに該当していた者
7. 上記1. から6. までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族

<ご参考>取締役会の多様性（スキルマトリックス）

当社の取締役会は、多様な視点を持って経営の基本方針を決定するとともに、各部門における業務執行を監督する役割を担っております。取締役会を構成する取締役については、当社のビジョンを実践し得る人物を候補者として選定しており、活発な議論と的確かつ迅速な意思決定を目指しております。また構成員数の1/3以上を独立社外取締役として取締役会の機能の向上と透明性を確保するとともに、各個人が異なる専門性を有し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮して、総合的に検討したうえで取締役候補者を指名しております。

取締役スキルマトリックス

氏名	特に期待する知識・経験・能力										
	企業経営	財務会計	営業マーケティング	ITDX	M&A金融	グローバル	法務リスクマネジメント	人材労務	内部統制	サステナビリティ	独立社外
小田 学	●				●	●	●			●	
三井 宣明		●			●		●	●	●		
小森 一輝			●	●		●			●	●	
今井 美香	●		●			●				●	●
川村 祥之	●	●		●	●				●		
都筑 直隆	●	●	●		●						●
鈴木 友美							●	●	●	●	●

※各取締役に特に期待する知識・経験・能力であり、取締役の有するすべての知見を表すものではありません。

各取締役に期待する優先順位の高い5項目について●印を表示しております。

※本スキルマトリックスは、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の状況であります。

以上

事業報告 (2023年9月1日から2024年8月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2023年9月1日～2024年8月31日）における我が国の経済は、不安定な海外情勢の継続、為替の変動や世界的な資源価格の高騰を背景とした物価上昇など、景気の下振れリスクは懸念されるものの、雇用や所得環境の改善による回復が期待されております。

当社グループが属しておりますスポーツ用品販売業界におきましては、社会活動の正常化に伴い、競技系スポーツ用品の需要の回復が見られました。一方で、仕入コストや物流費等の各種コストの増加や、人手不足による人件費の高騰に加え、物価の上昇による節約志向の高まりにより価格重視の消費傾向が継続しております。また、気候面でも、暖冬に加えて春先に寒暖差の激しい日が続いたことや、台風や猛暑の影響など、不安定な気候が継続したことで、季節商品の需要が抑制されたことから、厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、2026年8月期を最終年度とする中期経営計画（2024年8月期～2026年8月期）の重点戦略に基づき、4店舗の新規出店、店舗運営におけるデジタル化の推進など、リアル店舗の販売基盤の強化に向けて取り組んでまいりました。E C事業領域においては、E C専売品の拡充および新規カテゴリーの開拓、新E C専用物流センターの稼働開始による効率向上など、規模の拡大と収益性の向上に向けた取り組みを継続して実行しております。また、新事業領域の開発に向けて、海外での自社P B商品の販売などにも取り組んでまいりました。

商品別の売上動向としては、一般スポーツ用品は、部活動をはじめとする様々なスポーツ活動の正常化による市場回復が進んだことにより好調に推移致しました。一方で、コロナ禍の需要の一巡により、キャンプ用品及びゴルフ用品については、前期を下回る結果となりました。加えて、前述の暖冬の影響によるスキー・スノーボード用品などの季節商材の低迷や、衣料を中心とした市場全体における過剰在庫の解消に向けて仕入れを抑制したことも冬季以降のアパレルの売上が伸び悩んだ一因となりました。結果、当連結会計年度の連結売上高は前期を下回る水準で推移いたしました。

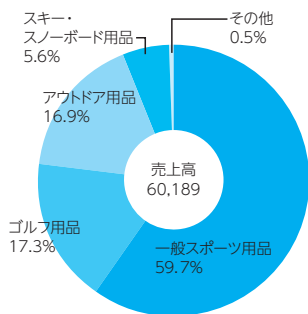
利益面につきましても、在庫の正常化を図ったことによる冬物衣料等の在庫処分や、スキー・スノーボード用品の値下げなどにより、売上総利益率が低下いたしました。

販売費および一般管理費については、経費の削減活動に努めながらも、成長に向けた投資活動についても継続したほか、物価や物流費などのコスト上昇の影響が顕在化したことにより、前期よりも増加する結果となりました。

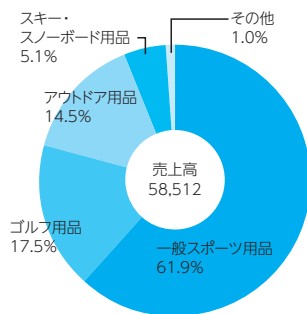
出退店の状況については4店舗を出店し2店舗を退店いたしました。2024年8月末時点で当社グループの店舗数は全国で99店舗、売場面積は212,826㎡、前期比で店舗数は2店舗増、売場面積は1,447㎡減となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は売上高58,512百万円（前期比2.8%減）、営業利益307百万円（前期比69.3%減）、経常利益432百万円（前期比61.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益206百万円（前期比65.0%減）となりました。

商品区分	前連結会計年度 自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月31日		当連結会計年度 自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月31日		前連結会計年度比 増減率 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
スキー・スノーボード	3,381	5.6	2,995	5.1	△11.4
ゴルフ	10,408	17.3	10,242	17.5	△1.6
アウトドア	10,188	16.9	8,487	14.5	△16.7
一般スポーツ	35,907	59.7	36,224	61.9	0.9
その他	303	0.5	561	1.0	85.4
合計	60,189	100.0	58,512	100.0	△2.8



(2023年8月期 / 単位:百万円)



(2024年8月期 / 単位:百万円)

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は768百万円で、その主なものは次のとおりであります。

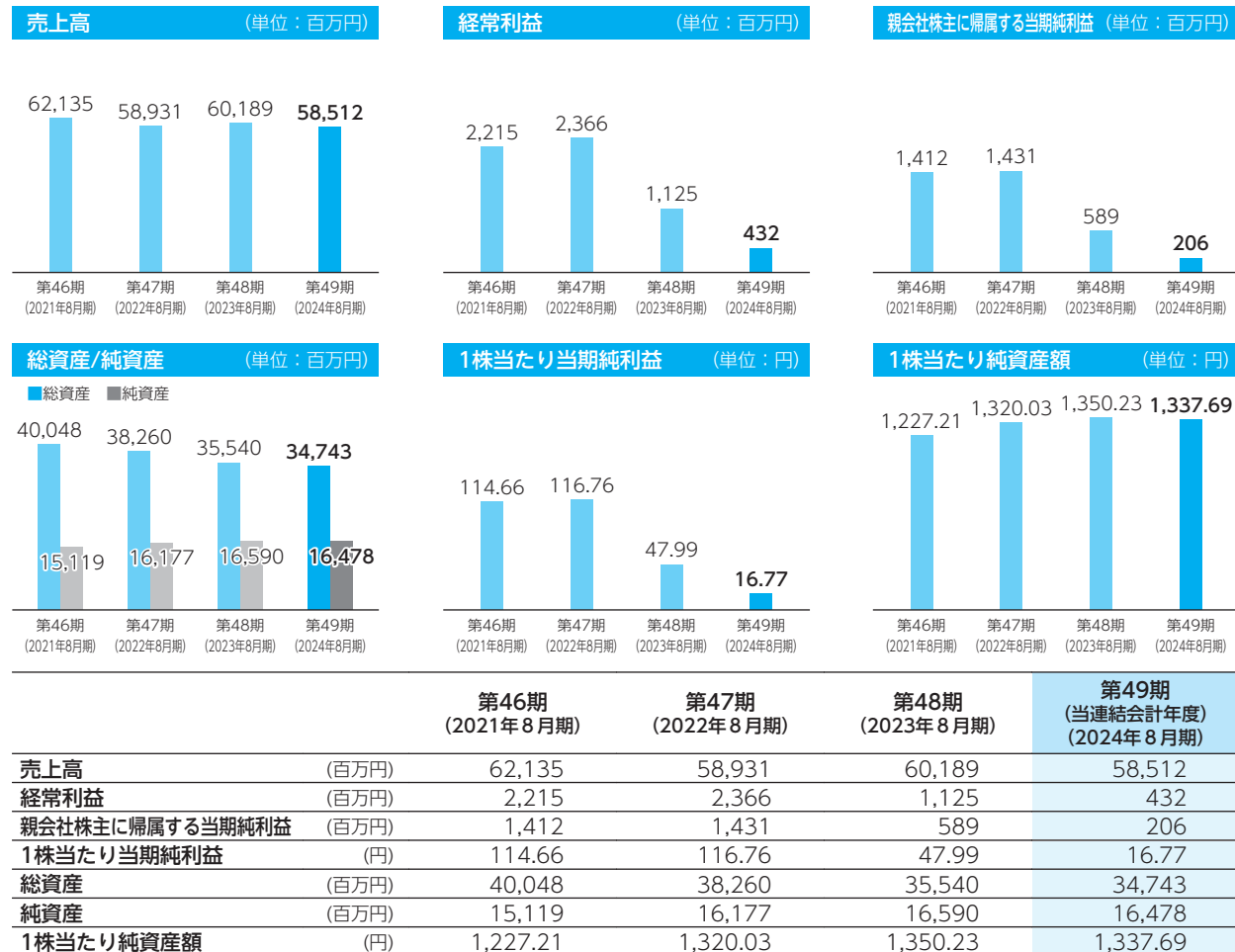
- イ. 新規出店4店舗、および既存店の改装2店舗
 - 2023年 9月 イオンモール松原店
 - 2023年11月 KURA HOLIC高山店
 - 2024年 1月 ラケットプロショップ久喜店
 - 2024年 3月 ゆめタウン東広島店
 - 2024年 3月 モレラ岐阜店（改装）
 - 2024年 4月 ゆめタウン東広島店（改装）

- ロ. E C事業に係る販売サービスシステムの開発

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として実施した資金調達はございません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当連結会計年度から表示方法の変更を行っており、第46期、第47期、第48期の主要な経営指標等について、変更の内容を反映した組替後の数値を記載しております。なお、表示方法の変更の内容については、「第49期定時株主総会招集に際しての電子提供措置事項 連結注記表 4. 表示方法の変更」をご覧ください。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社グループは、当社および連結子会社1社により構成されております。

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
コアブレイン株式会社	100百万円	100.00%	フルフィルメント事業

③ その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国の今後の経済状況は、インバウンド需要の増加、物価上昇の鈍化や賃上げによる可処分所得の増加などにより、景気の回復が緩やかに進むと思われれます。一方、世界経済では、ロシアのウクライナ進行の長期化、中東情勢の緊迫化等による地政学リスクの高まりなど、日本経済にも大きな影響を与える懸念が高まっております。

また、従来からの少子高齢化による国内のオーバーストア化、店舗とECのシームレス化を始めとするお客様の購買行動の変化への対応も重要な課題であります

これらの対処すべき課題に対して、当社グループでは、2026年8月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画を策定し、以下の取り組みを行ってまいります。

①本質的な競争力の強化

中期経営計画の重点戦略目標として、ユニファイドコマースによる既存店の収益力向上とEC事業拡大の加速を通じて、目標利益の達成を目指すとともに、持続的な成長に向けて出店力の強化を図ってまいります。また、中長期的な成長余地の拡大に向けて、お客様のニーズに沿った独自商品の開発力強化と新業態の開発を通じた新事業領域の開拓を推し進めてまいります。

②店舗販売力の強化

リアル店舗の強化に向けた店舗運営戦略（※ユニファイドコマース）においては、当社の強みであるヒマラヤの人材と、お客様を起点としたデジタルとの融合により、高付加価値なお買い物体験の提供と店舗収益の強化を図ってまいります。店舗およびオンラインを通じて、顧客一人ひとりにあった価値ある購入体験を提供することを目指すとともに、店舗のスリム化および効率化を通じた店舗運営における生産性の改善により収益性の向上を図りながら、新規事業などの重点分野への人材投資、システム改修への投資を行ってまいります。

（※ユニファイドコマース：顧客の様々な情報を統合し、顧客に対してパーソナライズされたサービスや体験を提供する取り組み）

③商品力の強化

担当者の専門性を高め、仕入先企業との密なコミュニケーションを通して、市場のトレンド変化に適時適切に対応し、お客様起点の最適な商品構成を目指します。

P B（プライベートブランド）については、専任部署の設置と生産管理体制の強化を行い、お客様が購入しやすいプライスラインの実現とブランド価値を高めることを目指すことにより、規模の拡大を図ってまいります。加えて、粗利率の改善に向けた在庫管理の強化に努めてまいります。

④ E C販売力の強化

E C事業の規模拡大と収益性の向上の両立に向けて、店舗・E Cのシームレス化の促進と自社アプリと連動した体験サービスの向上に取り組むとともに、E C売上300億円の体制構築に向けた、新E C専用物流センターの稼働開始による効率の向上、E C専売品の拡充及びリユースビジネス等を活用した新規カテゴリーの開拓を目指しております。

⑤ 人材の強化

当社では、全従業員の活躍の実現と多様性の尊重を目指した人事戦略（HIMARAYA3.0）に基づき、人材の育成、多様な人材の確保、組織を支える施策の3つの視点を中心に取り組みを行っております。

全ての従業員をスキルとマインドの両面から公正に評価し、各人の能力発揮の機会の提供と、教育・研修制度の充実によって人の育成を図ることを基本方針として取組むとともに、多様な高度専門人材の確保と育成に努めております。

さらに、これらを支える制度・インフラの整備、およびキャリアパスの多様化への対応に努めるとともに、様々な視点での多様性の実現に向けた各人の個性を尊重した社風の醸成に取り組んでまいります。

⑥ 新規事業の開発および収益化

当社グループでは、スポーツ領域、ライフスタイル領域、健康領域の3領域において、お客さま、当社スタッフを始めとする全ての人々のウェルビーイングに向けた事業活動を行っていくことを目指しております。現状のスポーツ用品事業を含むスポーツ領域、ライフスタイル領域、健康領域への積極的な投資を行い、新たな成長シナリオの構築に努めてまいります。

⑦ 気候変動問題に対する取組み（カーボンニュートラル宣言）

当社グループは、全世界で加速する温室効果ガス削減等の社会課題解決に向け、カーボンニュートラルを目指した取組みを実施して、自社グループの温室効果ガス排出量を、2050年までにネットゼロにすることを宣言し、事業活動を通じて温室効果ガスの削減活動に取り組んでまいります。

⑧ 目標とする経営指標

当社グループは、新中期経営計画期間の最終年度である2026年8月期の連結業績目標を売上高690億円、経常利益30億円、当期純利益18.2億円、ROE9.4%と定めております。

また、翌連結会計年度の目標値として、売上高613億円、経常利益10億円、当期純利益4億円、ROE2.4%を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2024年8月31日現在)

当社グループは、スキー、スノーボード、ゴルフ、アウトドア、マリンスポーツ、野球、サッカー、テニスなどスポーツ用品の販売を主要な事業としております。販売方法は、小売専門店チェーンの展開およびインターネット販売にて行っております。

(6) 主要な事業所 (2024年8月31日現在)

① 当社

本 社 岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号
東京オフィス 東京都新宿区新宿2丁目1番11号 御苑スカイビル 4階

店舗(ヒマラヤ) 99店舗

群馬県 2店舗	埼玉県 3店舗	千葉県 2店舗
東京都 2店舗	神奈川県 2店舗	新潟県 2店舗
富山県 1店舗	福井県 2店舗	岐阜県 10店舗
静岡県 1店舗	愛知県 10店舗	三重県 2店舗
滋賀県 3店舗	京都府 3店舗	大阪府 5店舗
兵庫県 2店舗	和歌山県 1店舗	鳥取県 1店舗
島根県 1店舗	岡山県 3店舗	広島県 5店舗
山口県 9店舗	香川県 1店舗	愛媛県 3店舗
高知県 1店舗	福岡県 8店舗	長崎県 4店舗
大分県 3店舗	宮崎県 2店舗	鹿児島県 4店舗
沖縄県 1店舗		

② 子会社

コアブレイン株式会社

本 社 神奈川県相模原市緑区大山町4-7 ロジポート橋本1W1

(7) 従業員の状況 (2024年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
730 (1,432) 名	19名減 (67名減)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
2. 当社企業集団は一般小売事業以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント別の記載はしていません。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べ19名減少しておりますが、主に自然退職によるものであります。
4. パートタイマーが前連結会計年度末と比べ67名減少しておりますが、事業所の閉鎖および業務効率向上に伴う省人化によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
722 (1,387) 名	20名減 (79名減)	38.82歳	13.09年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べ20名減少しておりますが、自然退職によるものであります。
3. パートタイマーが前事業年度末と比べ79名減少しておりますが、事業所の閉鎖および業務効率向上に伴う省人化によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年8月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社大垣共立銀行	1,229百万円
株式会社十六銀行	802
株式会社三菱UFJ銀行	934

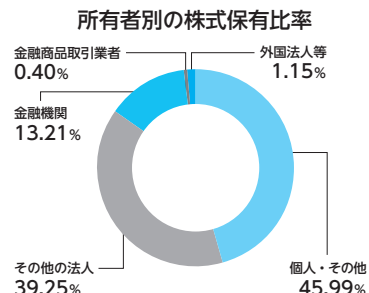
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 (自己株式を含む) 12,320,787株
- ③ 株主数 16,495名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
株式会社コモリホールディングス	4,107,300 株	33.34 %
株式会社大垣共立銀行	505,250	4.10
株式会社十六銀行	504,500	4.09
小森 裕作	365,000	2.96
株式会社電算システム	301,950	2.45
ヒマラヤ従業員持株会	264,002	2.14
小森 温子	237,000	1.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	186,900	1.51
小森 一輝	179,343	1.45
株式会社トーカイ	150,000	1.21

(注) 持株比率は、自己株式 (2,353株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

取締役	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	29,230 株	4 名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告25ページ「2. (3) ③取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

該当事項はありません。

ロ. 自己株式の処分

2023年11月29日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

・ 処分した株式の種類および数 普通株式 33,550株

・ 処分した日 2023年12月27日

(注) 当該株式の処分は、当社取締役4名および従業員5名に対する譲渡制限付株式報酬であります。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員（取締役）の状況

① 取締役の状況（2024年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	小田 学	社長兼CEO兼マーケティング本部長
取締役	三井 宣明	管理本部長兼CFO兼経営企画室室長 兼経理部長兼総務人事部長
取締役	後藤 達也	
取締役	小森 一輝	
社外取締役	今井 美香	PCSS（プライマリーケアシス）CEO MIKA株式会社 代表取締役
取（常勤監査等委員）	川村 祥之	長谷虎紡績株式会社 非常勤監査役
社（監査等）外取締役	都筑 直隆	株式会社都筑事務所 代表取締役社長
社（監査等）外取締役	鈴木 友美	鈴木法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役今井美香氏、監査等委員である取締役都筑直隆氏および鈴木友美氏は、社外取締役であります。
2. 取締役三井宣明氏および取締役（監査等委員）都筑直隆氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役三井宣明氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）都筑直隆氏は、経営コンサルタント事業を営んでおります。
3. 当社は、取締役今井美香氏、監査等委員である取締役都筑直隆氏および鈴木友美氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。
4. 当社では、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、川村祥之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社の取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役今井美香氏、取締役（監査等委員）都筑直隆氏および鈴木友美氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （内社外取締役分）	101百万円 (3)	89百万円 (3)	－百万円 (－)	11百万円 (－)	7名 (1)
取締役（監査等委員） （内社外取締役分）	10 (5)	10 (5)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合 計 （内社外取締役分）	111 (8)	100 (8)	－ (－)	11 (－)	12 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は年額200百万円以内（内社外取締役分20百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬等の額は年額40百万円以内と、2015年11月25日開催の第40期定時株主総会において決議いただいております。決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（内社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名であります。なお、この報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含めません。
2. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与について、2021年11月26日開催の第46期定時株主総会において「Ⅰ 在籍条件型」と「Ⅱ 業績条件型」を合わせて年額60百万円以内、株式数の上限を「Ⅰ 在籍条件型」と「Ⅱ 業績条件型」を合わせて年6万株以内とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は5名であり、付与の対象とした取締役はそのうち4名であります。
3. 業績連動報酬等にかかる指標は、事業年度ごとの業績および業績への貢献度であり、各事業年度の連結税引前当期純利益目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として年1回、毎年一定の時期に支給することとしております。また、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。なお、当事業年度にかかる業績連動報酬等はありません。
4. 非金銭報酬等の総額は、譲渡制限付株式の割当にかかる費用を記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役社長兼CEO小田学に対し、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を踏まえて各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績および貢献度を踏まえた賞与の額および譲渡制限付株式の付与の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価等を的確に行うには、代表取締役社長兼CEOが最も適任であると判断しているためであります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年10月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責と業務執行状況を踏まえて適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（賞与）および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて業界他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結税引前当期純利益目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、株主総会で決議した報酬総額の範囲に基づき、取締役会にて役位、職責、在任年数に応じて他社水準、業績を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、毎年一定時期に付与するものとする。また、譲渡制限付株式報酬の1/3を中期経営計画と連動させ、最終事業年度の連結経常利益目標の達成を条件とし、業績目標未達の場合は全株式を会社が無償取得する。譲渡制限付株式報酬の譲渡制限解除の時期は取締役退任時とする。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（5. の委任を受けた代表取締役社長兼CEO）は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、中期経営計画を達成した場合、取締役の報酬等の割合については、金銭報酬（基本報酬+業績連動報酬等）が70%、非金銭報酬等が30%程度となるように設定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長兼CEO小田学がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与等の評価配分とする。委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価等を的確に行うには、代表取締役社長兼CEOが最も適任であると判断するためである。取締役会は、当該権限が代表取締役社長兼CEOによって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長兼CEOは、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとする。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- (イ) 社外取締役今井美香氏は、P C S I S (プライマリーケアシス)のC E OおよびM I K A株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。
- (ロ) 社外取締役(監査等委員)都筑直隆氏は、株式会社都筑事務所の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- (ハ) 社外取締役(監査等委員)鈴木友美氏は、鈴木法律事務所の弁護士であります。鈴木法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者もしくは業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 社外役員の当事業年度における活動状況

氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 今 井 美 香	当事業年度に開催された取締役会12回の内、12回全てに出席いたしました。取締役会および経営課題の事前審議の場である経営会議において、ウエルネスコンサルタントおよび会社経営者としての経験より、新規事業分野に対する貴重な意見をいただくなど、専門分野のみならず消費者目線での指導をいただきました。また、女性活躍促進や中核人材育成のための制度改革など、今後の取組課題についても貴重な意見をいただいております。
取 締 役 (監 査 等 委 員) 都 筑 直 隆	当事業年度に開催された取締役会12回の内、12回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の内、12回全てに出席いたしました。財務・会計に関する相当程度の知見や経営コンサルタントとしての経験から意見を述べるなど、取締役会および監査等委員会における、意思決定や適法性の確保に資する貴重な発言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会6回の内、6回全てに出席し、客観的・中立的な立場で、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員) 鈴 木 友 美	当事業年度に開催された取締役会12回の内、12回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の内、12回全てに出席いたしました。弁護士としての知見や経験より、当社のコンプライアンス向上のための助言やガバナンス向上に資する提言を数多くいただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会6回の内、就任以降に開催された委員会6回全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の資格要件への適合や役員報酬制度の制定における貴重な意見をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な調査を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を最重要経営課題の1つと考えており、長期にわたる安定した配当の継続を会社の利益配分に関する基本方針としております。また、配当額の算定は、業績の伸長に合わせ、配当性向、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案しながら行っております。

内部留保資金については、「企業価値の最大化」に向け、設備投資や人的資本への投資など、成長投資に活用するとともに、財務体質の改善にも充当しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	22,511
現金及び預金	4,121
売掛金	1,866
商品	15,439
貯蔵品	14
その他	1,069
固定資産	12,231
有形固定資産	6,567
建物及び構築物	4,439
土地	1,461
リース資産	8
建設仮勘定	13
その他	645
無形固定資産	501
ソフトウェア	424
その他	77
投資その他の資産	5,162
投資有価証券	1,201
長期貸付金	333
差入保証金	2,909
繰延税金資産	118
退職給付に係る資産	527
その他	85
貸倒引当金	△13
資産合計	34,743

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,811
買掛金	9,617
1年内返済予定の長期借入金	2,695
リース債務	2
未払法人税等	82
契約負債	273
賞与引当金	304
株主優待引当金	33
ポイント引当金	6
その他	1,796
固定負債	3,453
長期借入金	2,450
リース債務	6
資産除去債務	914
その他	80
負債合計	18,265
純資産の部	
株主資本	16,232
資本金	2,544
資本剰余金	3,998
利益剰余金	9,692
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	245
その他有価証券評価差額金	49
退職給付に係る調整累計額	195
純資産合計	16,478
負債純資産合計	34,743

連結損益計算書 (2023年9月1日から2024年8月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		58,512
売上原価		38,053
売上総利益		20,458
販売費及び一般管理費		20,150
営業利益		307
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	32	
仕入割引	13	
受取賃貸料	126	
協賛金収入	41	
助成金収入	1	
その他	61	283
営業外費用		
支払利息	18	
不動産賃貸費用	124	
その他	15	158
経常利益		432
特別利益		
保険解約返戻金	121	121
特別損失		
減損損失	218	
店舗閉鎖損失	44	262
税金等調整前当期純利益		291
法人税、住民税及び事業税	80	
法人税等調整額	4	84
当期純利益		206
親会社株主に帰属する当期純利益		206

計算書類

貸借対照表 (2024年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	22,481
現金及び預金	4,060
売掛金	1,856
商品	15,439
貯蔵品	14
前渡金	88
前払費用	458
未収入金	466
その他	98
固定資産	12,022
有形固定資産	6,567
建物	4,268
構築物	170
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	643
土地	1,461
リース資産	8
建設仮勘定	13
無形固定資産	504
借地権	13
ソフトウェア	425
電話加入権	10
その他	54
投資その他の資産	4,950
投資有価証券	1,164
関係会社株式	51
出資金	0
長期貸付金	333
差入保証金	2,878
長期前払費用	63
前払年金費用	248
繰延税金資産	201
会員権	17
店舗賃借仮勘定	0
その他	3
貸倒引当金	△13
資産合計	34,504

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,807
買掛金	9,614
1年内返済予定の長期借入金	2,695
リース債務	2
未払金	914
未払費用	398
未払法人税等	82
未払消費税等	370
契約負債	255
預り金	118
賞与引当金	304
ポイント引当金	6
株主優待引当金	33
その他	9
固定負債	3,445
長期借入金	2,450
リース債務	6
資産除去債務	914
その他	72
負債合計	18,252
純資産の部	
株主資本	16,201
資本金	2,544
資本剰余金	3,998
資本準備金	3,998
利益剰余金	9,661
利益準備金	457
その他利益剰余金	9,204
別途積立金	1,050
繰越利益剰余金	8,154
自己株式	△2
評価・換算差額等	49
その他有価証券評価差額金	49
純資産合計	16,251
負債純資産合計	34,504

損益計算書 (2023年9月1日から2024年8月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		58,378
売上原価		38,053
売上総利益		20,325
販売費及び一般管理費		20,028
営業利益		297
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	32	
仕入割引	13	
受取賃貸料	126	
協賛金収入	41	
助成金収入	1	
その他	61	283
営業外費用		
支払利息	18	
不動産賃貸費用	124	
その他	15	159
経常利益		422
特別利益		
保険解約返戻金	121	121
特別損失		
減損損失	218	
店舗閉鎖損失	44	262
税引前当期純利益		280
法人税、住民税及び事業税	80	
法人税等調整額	4	84
当期純利益		195

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

株式会社ヒマラヤ
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員	公認会計士	木	全	泰	之
業務執行社員					
指定社員	公認会計士	堤		紀	彦
業務執行社員					

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒマラヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

株式会社ヒマラヤ
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 木 全 泰 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 堤 紀 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの2023年9月1日から2024年8月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行ならびに運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年10月17日

株式会社ヒマラヤ監査等委員会

常勤監査等委員	川 村 祥 之
監査等委員	都 筑 直 隆
監査等委員	鈴 木 友 美

(注) 監査等委員 都筑直隆 および 鈴木友美は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

ホームページのご案内

<https://www.hmry.jp/>

当社ではホームページにて当社の企業情報を随時開示しています。
店舗情報やスポーツイベント情報を掲載しているほか、株主・投資家の皆様への情報もご覧いただけます。
また、ヒマラヤオンラインストアも是非ご利用ください。



株主メモ

株式の状況
発行可能株式総数 40,000,000株
発行済株式の総数 12,320,787株
株主数(2024年8月31日現在) 16,495名
単元株式数 100株

事業年度 毎年9月1日から翌年8月31日まで

定時株主総会 毎年11月開催

基準日
定時株主総会 毎年8月31日
期末配当金 毎年8月31日
中間配当金 毎年2月末日
そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して
定めた日

公告の方法 公告の方法は電子公告であります。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載いたします。
(ホームページアドレス <https://www.hmry.jp/>)

**株主名簿管理人
および特別口座
の口座管理機関** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人 名古屋市中区栄三丁目15番33号
事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先 0120-782-031 (フリーダイヤル)
**インターネット
ホームページURL** <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出およびご照会には、口座のある証券会社宛にお問い合わせいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といえます。)を開設しております。特別口座についてのご照会には、上記の電話照会先にお問い合わせいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

じゅうろくプラザ 2階 ホール

岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11

TEL 058-262-0150

開催
日時

2024年11月27日 (水曜日)

午前10時 (受付開始 午前9時)



じゅうろくプラザ



交通機関の
ご案内

- JR岐阜駅より 徒歩/約 2分
- 名鉄岐阜駅より 徒歩/約 7分
- 岐阜各務原I.Cより約10 km 車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15 km 車/約20分

駐車場の
ご案内

- 岐阜市駅西駐車場
※当駐車場の駐車券をご用意いたしておりますので、株主総会会場
受付にて駐車券をご提示ください。
※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
- 会場建物内および周辺は禁煙地域となっております。

※ご来場に当たりサポートが必要な方は事前にお電話でご連絡ください。
株式会社ヒマラヤ
電話：058-271-6622 (代表)

